

# 水 俣 病

## 認定申請と県の施策



▲ 水俣病認定審査会の審査

はじめに

水俣病問題は県政にとっても最重要課題のひとつであり、その早期解決のために関係機関はできるだけだけの施策を講じております。しかしながら本問題がもつ複雑な様相は、その時々々の行政の能力を越えることもあり、特に現在五千二百件のにのぼる認定申請の処理には苦慮しているところです。

ここに水俣病に関する現状と県の施策を紹介し、関連業務の推進にいつそうの協力をいただきたいと思っております。

### ○委員の水俣病への取組み

審査会の委員は、長い間にわたる水俣病研究の蓄積のうえに立って自らの判断を公正率直に述べられ、各分野の意見も十分参考としながら真剣な討議を重ねられます。そして申請者一人一人についての最終判断は原則として全委員一致の納得でない限り結論は出されないことになっており、当日判断できない場合は、再検診や資料不足を補ったうえで再度審査会に諮られることとなります。

ちなみに審査会の部門別構成は、神経内科、耳鼻科、眼科、精神科、小児科、整形外科及び病理からなっています。

### ○県立水俣病検診センターの検診

前記の審査会の審査資料は、検診センターにおける専門医による検診資料がその中心となりますが、それと同時に同センター職員による申請者個人の居住歴、家族歴、職業歴等の疫学調査の結果も重要な資料です。もちろん申請者の掛りつけの開業医等の診断書も参考に供されますが、水俣病の判断が非常に困難であるだけに専用の検診機器を整備した検診センターでの専門医による検診が大切になります。

### ○認定申請と処分の状況

水俣病の認定申請者は昭和五十四年に入ってから八月まで月平均で七十人を数

### ○認定審査会の開催

水俣病認定審査会は現在委員十人、専門委員四人で構成され、いずれの委員も水俣病に関する高度な学識と豊富な経験を持っておられる専門医ばかりです。

審査会は毎月一回二日間にわたり開催されます。各委員にとってははいずれも大学等で本来の職務を持ちながらの認定業務であり現地水俣市での毎月百五十人の検診、百三十人を対象とした認定審査及び審査会前の中間検討会等への出席とかなりハードなスケジュールです。県では五千二百件を超える認定申請のことを考え、なるべく早い時期に審査会にかけるよう努力しておりますが、各委員の時間的余裕等からこれ以上の審査日程を確保することはとても困難な現状です。

更に、水俣病に関する高度な学識と豊富な経験を有する専門医が不足していること、近時軽症例が多くあらわれる症状が非典型的で、判断がむずかしいこと、申請者の年齢が比較的高く、加齢者特有の症状と併発している場合は判断がむずかしく、かなりの審査時間を要すること等も原因となっております。

(54.8.31現在)

	法施行前	昭45年	昭46年	昭47年	昭48年	昭49年	昭50年	昭51年	昭52年	昭53年	昭54年	計
申請数	44	102	167	439	1,924	797	507	641	1,209	1,152	525	7,507
処分数	認定	44	72	58	154	298	73	128	180	143	90	1,344
	棄却	0	2	1	10	40	22	84	98	296	426	1,003
未処理数	0	28	136	411	1,997	2,699	3,054	3,507	4,438	5,151	5,160	

(注) 法施行前の申請数、処分数には、法施行後改めて認定(昭45年)した67人を除いた。

### ○水俣病認定申請者のための治療費の支給

申請から処分までに長期間を要することによる申請者の医療費等の負担の軽減をはかるため、①答申保留者②申請後一年(一定の重症者については六月)以上経過し、水俣・芦北地区等に五年以上居住していた者等に医療費(自己負担分)を支給するほか③の者には医療手当(入院、通院一日当たり四〇〇円。なお御所浦町等離島に居住する者が町外の医療機関へ通院治療を受けた場合は、更に四〇〇円加算)、また必要によっては介添手当月五千円から一万円を支給しています。

また、従来から申請者の要望の強かったはり・きゅうの施術も一カ月五回を限度に、はり・きゅう施術療養費の一定額を支給しています。更に昭和五十四年四月からは④の者について、マッサージ施術も支給対象とし、その限度ははり・きゅう・マッサージあわせて月五回まで一定額を給付することになりました。

### ○健康回復のための施策

公害被害者のそこなわれた健康を回復させ、回復した健康を保持、増進させるため保健婦による認定患者の訪問指導や重症患者のための特殊寝台貸付けを行っています。

### 水俣病とは

水俣病について医学的に厳密な説明をするのは大変難しいのですが、要約して分かりやすく説明するとすれば大よそ次のようになります(胎児性水俣病は除きます)。

水俣病は魚介類に蓄積された有機水銀を口から摂取することによって起る神経系の病気であって、症状として手足の感覚障害に始まり運動失調(秩序だった手足の運動ができなくなり)、平衡機能障害(身体の均衡を保つ働きが障害される)、求心性視野狭窄(周辺部の視野がみえなくなる)、歩行障害、構音障害(言葉が発する働きが障害される)、筋力低下、振戦(ふるえ)、眼球運動異常(眼球が外界の視標の動きに円滑についていけない)、聴力障害などを示します。

なお、感覚障害だけは必ず現われる症状ですが、他の症状については必ずしも全部出現するわけではなく、認定にあたっては環境庁から示された症状の組合せを目安に審査が行われています。

### ○おわりに

認定申請者の多数の方が、早期検診を要望されておりますが、現在検診を依頼している医師は本来の教育、研究あるい

は診療業務を持っておられる方ばかりで水俣病検診にさき得る時間にはおのずから限度があります。検診の増大ひいては認定業務の推進のためには検診に専任できる常駐医を少くとも五人以上確保する必要があります。現在、神経内科のみ二人ですが、更に精神科二人、眼科一人、耳鼻科一人の確保に努力しているところです。

なお、県だけの力ではどうしても及ばないこともたくさんありますので、国に対しても諸施策の実現を図るよう今後とも強力に働きかけ、なおいつそう認定業務の促進に努力するつもりです。

(註)

- 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九〇号)
- 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一二二号)

### 水俣病認定申請の相談

水俣病の認定申請その他水俣病に関してご相談のある方は、次のところに気軽にお問い合わせください。

- ・ 県立水俣病相談事務所(〇九六六六一 三一五二九)
- ・ 熊本県公害部公害保健課(〇九六三一 八三一 一一一)
- ・ 関係市町公害担当課 (公害保健課)